

○品田委員長 ただいまより、経済文教常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席であります。それでは会議を進めてまいります。

1、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。いじめの重大事態に係る中間報告について、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 令和元年度当時、市内中学校に在籍していた女子生徒に係るいじめの重大事態に関しまして、旭川市いじめ防止等対策委員会に対して諮問していた事項について、去る4月14日、対策委員会委員長から教育長に対し中間報告書の提出があり、同日、市長に報告し、翌日の4月15日、その概要について記者発表を行い、対策委員会委員長から、いじめとして取り上げる事実6項目の説明を行ったところであります。

当日の資料につきましては、既に委員の皆様にも配付させていただいたところであり、詳細の説明は割愛させていただきますが、概略といたしましては、いじめとして取り上げる事実として、1、上級生が通話等において性的な話題を繰り返したほか、性的な意味での身体接触を持ったこと、2、上級生が深夜ないし未明の時間帯に本人を含めて公園に集まろうという趣旨の会話をグループ通話で行い、またそれを実行していないにもかかわらずそれを本人に伝えなかったこと、3、本人が上級生の分のお菓子等のおごり行為を繰り返し受けていたこと、4、上級生が本人とのLINEでのやり取りにおいて、性的な話題を長時間にわたって続け、また性的な動画の送信要求を長時間にわたって続けたこと、5、上級生が本人に対して自慰行為の実行を繰り返し求め、またそれらの発言に対して静観し、また一連の状況を見ていたこと、6、上級生が本人が拒否的な反応を示した後もからかうような行動を続け、またパニックのような状態になった本人に対して、突き放すような不適切な発言をしたことの6項目が示され、このほか、上級生がLINEグループに本人の性的画像を送信し、また友人にこの画像を見せたことがいじめと同様に考える事実とされたところであります。

なお、この中間報告に対して、御遺族側から所見書の提出が検討されていると伺っておりますが、現段階において提出は受けていないところでございます。

また、対策委員会から最終報告の見込みについて、8月末と示されたところでありますが、教育委員会といたしましては、1日も早く最終報告がなされるよう、引き続き調査の支援に努めてまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○品田委員長 この件につきまして、高橋ひでとし委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○高橋ひでとし委員 資料要求をしたいと存じます。

○品田委員長 ただいまの資料要求の申出について、受けることでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 それでは、要求資料の内容について御発言願います。

○高橋ひでとし委員 旭川市いじめ防止等対策委員会に対し、その発足時から現在に至るまでの間に、教育委員会が調査のために資料として提出した、学校、教育委員会等による調査結果その他の

本件重大事態に関して作成された文書全てにつき、各文書等の表題、作成日時及び作成名義人が分かるものを求めます。

○品田委員長 資料確認のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

---

再開 午前10時06分

○品田委員長 再開します。

要求資料の提出の可否と時期について、理事者から発言願います。

○品田学校教育部長 ただいま高橋委員から御要求がありました、旭川市いじめ防止等対策委員会に提出をいたしております資料の一覧につきましては、直ちに提出をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○品田委員長 ただいま要求のありました資料につきましては、委員会資料として扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 そのように扱わせていただきます。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

---

再開 午前10時08分

○品田委員長 再開いたします。

資料の説明は必要ですか。

(「要りません」の声あり)

○品田委員長 資料の説明については、省略させていただきます。

それでは、先ほどの報告につきまして、特に御発言はありますか。

○高橋ひでとし委員 私のほうから、大きく4つの項目について質疑させていただきたいと思えます。1つ目は、いじめ認定の範囲を2019年4月から同6月までの事実限定した理由です。2つ目は、被害者の死亡といじめとの因果関係についてです。3つ目は、学校、教育委員会の法的責任についてです。4つ目は、今後の見込みについてです。

まず1つ目、いじめ認定の範囲を2019年4月から同6月までの事実限定した理由について、御説明ください。

○工藤学校教育部教育政策課主幹 旭川市いじめ防止等対策委員会からは、いじめの事実関係の調査と検証に当たり、特に重要と考えた期間が、当該生徒が中学校に入学いたしました平成31年4月から、川の事案が発生し入院に至りました同年6月までの期間であると判断したと伺っております。

○高橋ひでとし委員 いじめ防止等対策委員会、以下、第三者委員会といいます。第三者委員会発足時に、教育委員会が第三者委員会に対し諮問したいじめの存在事実というのは、当該2019年4月から同6月までの期間に限定されていたのかどうか、説明をお願いいたします。

○工藤学校教育部教育政策課主幹 諮問におきましては、当該生徒が転校前に在籍しておりました

中学校からの一連の事案としており、中間報告に示された期間に限定したものではありません。

**○高橋ひでとし委員** 教育委員会が、調査結果その他の保有資料を第三者委員会に提出したのは、当該期間に限定された資料のみであったのか、それとも、当該期間以外の資料も、つまり、それ以降の現在に至るまでの資料も第三者委員会に提出済みであるのか、御説明ください。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 対策委員会に提出した資料につきましては、当該生徒が中学校入学後の平成31年4月から本事案を重大事態と認定した令和3年4月までの期間に、教育委員会及び関係する小中学校が作成、保管していた記録等を全て対策委員会のほうに提出しております。

**○高橋ひでとし委員** 2019年7月以降、学校または教育委員会として、本件被害者のいじめ存在の事実やその精神状態などについて調査をした事実があるかどうか。その際の資料があるかどうか。その点について、仮にあるとすれば、本日提出文書のどれに該当するのか、御説明ください。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 令和元年7月以降の当該生徒への対応につきましては、当該生徒が川に入る事案が発生したその日に、当該生徒は入院することとなったため、学校や教育委員会において、スクールカウンセラー等の専門家による精神状態等の調査を行っていませんが、転校前の学校においては、入院中は教員が当該生徒を見舞うとともに、同年8月の当該生徒の転校後は、転校先の学校において、当該生徒との教育相談や欠席が続いた際の家庭訪問等により、心身の状況の把握や心のケアに努めており、その際の対応等の記録については対策委員会に提出しており、本日の資料におきましては、ナンバー18、対応記録、ナンバー29、回覧文書、ナンバー31、報告記録、ナンバー240、聴取記録、ナンバー252、学校での状況等の記録などというふうになっております。

**○高橋ひでとし委員** 今、質問してきた内容からすると、まず、いじめ認定の範囲の限定というのは、教育委員会側ではなくて第三者委員会側の判断でなされたということ。それから、学校、教育委員会としては、当該被害者の精神状態、心身状態については、ある程度、把握していたということになりますね。

2つ目の質問について進めたいと思います。被害者の死亡といじめとの因果関係についてです。まず、本件被害者の死亡が、自殺か、事故その他の事由によるかに対する教育委員会の見解をお示しくください。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 自殺か事故等によるかの、当該生徒が亡くなった事由につきましては、教育委員会では判断しかねるところです。

**○高橋ひでとし委員** 要するに自殺なのか、それとも事故その他の事由によるのかは分からないというふうに理解します。

本件被害者について、教育委員会は、2019年4月から死亡に至るまでの間に作成された、同被害者の心理的状态に関する医学的見地から作成された診断書、所見書その他の参考資料を保有していたのかどうか。仮に保有していたならば、当該資料は、既に第三者委員会に提出されているのかどうか。提出されているとすれば、本日提出の文書中どの文書がそれに該当するのか、御説明ください。

**○辻並学校教育部次長** 当該生徒の診断書等、医師が医学的見地から作成した資料につきましては、個人情報に関わるため、教育委員会では提供を受けておらず、保有していないところでありますが、当該生徒の入院中に、学校が保護者の了承の下、医師から当該生徒の状況や今後の対応等について

説明を受けておりました、その内容についての記録は、本日の資料では、ナンバー30及びナンバー32の対応記録であり、いずれも対策委員会に提出してございます。

**○高橋ひでとし委員** 本件被害者が2019年6月22日に川に入る。その後、学校または教育委員会として、被害者の精神状態などについて調査をした事実があるかどうかと、その際の資料の所在について御説明ください。

**○辻並学校教育部次長** 令和元年6月に当該生徒が川に入る事案が発生した際には、当該生徒から連絡を受けた教員を含む4名の教員が現場に駆けつけまして、当該生徒の安全を確保するとともに、気持ちを落ちつかせるなどの対応を行ったところでもあります。また、当該生徒を学校に連れて行き、その後、病院に搬送されるまでの間に、当該生徒が川に入った経緯等の聞き取りを行うとともに、心のケアに努めたところでもあります。その際の対応状況については、当時、教育委員会も報告を受けているところでありまして、その記録については、全て対策委員会に提供してございます。

**○高橋ひでとし委員** そうすると、学校、教育委員会としては、本件被害者の精神状態、心身状況は、当時、相当程度把握し、医学的所見についてもある程度承知していたということになり、これに基づく適正な教育的対処をすべきだったということになると思います。ではなぜ、学校、教育委員会が、その時点で被害者に対し適正な教育的措置を実施しなかったのかということが疑問として浮かび上がります。この点について、ある情報筋によると、当時、本件事件について、警察が捜査を行った際に、警察から学校、教育委員会に対し、警察が介入した以上、学校、教育委員会は静観するようとの要望があり、学校、教育委員会がこれに従った結果、本件被害者に対する初動対応が遅れ、その後、警察も本件事件の立件を見送ったことから、結局、本件事件がうやむやになってしまった可能性がある、という情報があります。これが事実であるならば、本件被害の初動対応の遅れの原因というのは、単なる学校、教育委員会の不作為のみとは言い難いこととなります。これは極めて重要なことだと思いますので、偽りなく、正確に御回答ください。

まず、当時、本件被害者が川に入ったことで、警察が対応したその頃、警察と学校または教育委員会の間で、本件につき、話し合い、または、警察と学校または教育委員会が接触をした事実があるかどうかについて、御説明ください。

**○辻並学校教育部次長** 警察との連携についてであります。当該生徒が川に入る事案が発生した当日、警察官が通報を受け現場に駆けつけるとともに、当該生徒の安全確保のため、同じく現場に駆けつけた教職員が当該生徒を学校に連れて行った際にも、当該の警察官がそれに同行し、その際に、警察と学校が話し合いを行ったほか、その後も捜査に協力し、警察への情報提供等を行っております。また、教育委員会も、学校からの報告を受けまして、直ちに警察との情報交換等を行っております。

**○高橋ひでとし委員** 警察の誰と、学校または教育委員会の誰が、何回、どの程度の時間、接触、話し合いをしたのかお示してください。

**○辻並学校教育部次長** 教育委員会と警察との連携につきましては、警察については旭川中央警察署の担当課の管理職員を含む担当者と、教育委員会につきましては学校教育部次長、教育指導課主幹、同課課長補佐が6月に面談をし、30分にわたり話し合いを行ったほか、電話で、7月には3回、それぞれ10分から20分程度、情報交換を行っております。また、学校は、当該生徒が川に入った当日、学校において、2時間程度、当該生徒への対応状況を見守っていた警察官と、その間、断

続的にはありますが、情報交換を行ったことに加えて、6月から7月にかけて3回、それぞれ10分から20分程度、情報交換を行っております。

○高橋ひでとし委員 様々な話合いがなされたということで、その話合いの具体的な内容はどのようなものであったか、お示してください。

○辻並学校教育部長 情報交換の具体的な内容につきましては、学校における関係生徒等からの聞き取りや、警察の対応状況等に関する内容であったと承知しております。

○高橋ひでとし委員 そういう話合いの結果、学校、教育委員会が、警察の捜査を静観して、これに委ねたという事実があるかどうかについて、御説明ください。

○辻並学校教育部長 警察が事案を把握し対応を始めたその日については、警察から依頼がありまして、学校は、当該生徒並びに係関係生徒等への聞き取りは行わず、状況を見守っておりましたが、その後は、警察の捜査を静観し対応を行わなかったという事実はございません。

○高橋ひでとし委員 3つ目の項目について質問します。学校、教育委員会の法的責任についてです。第三者委員会発足時から現在に至るまで、教育委員会が、第三者委員会に対し提出した調査結果その他の保有資料は、先ほど開示された文書のとおりであり、これが全てということで間違いありませんか。

○工藤学校教育政策課主幹 全てということで間違いはございませんで、本委員会に提出させていただいた資料のとおりとなっております。

○高橋ひでとし委員 関係者の処分について、現時点においても、いじめと認定しなかった学校、教職員を、実際には、第三者委員会が認定したとおり、いじめが存在したということ、この点のみに着目して、これに対する任務懈怠を認めて、当該教職員らを処分することは可能だというふうに私は考えます。

まず、現時点において、教育委員会が当該懲戒処分等を行うことが法的に可能かどうか、一般論としてお示してください。

○佐藤学校教育課教職員担当課長 教職員の処分につきましては、その事案ごとに判断を行うタイミングというものは様々ございまして、今回の場合も、どの時点で処分を行うかということについては様々考え方があると思いますが、現時点で行うということも一つの考え方で行って、可能ではあるというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 ちょっとその前に、一般論として、法的に可能かどうか正確に回答してください。

○佐藤学校教育課教職員担当課長 可能であるものと考えております。

○高橋ひでとし委員 法的に可能であるならば、直ちに懲戒処分手続に入ってもおかしくない。これを実施しないというのであれば、その理由について御説明ください。

○佐藤学校教育課教職員担当課長 文部科学省が定めておりますいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおきましては、いじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聞き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討するということとされております。対策委員会からの中間報告では、いじめとして取り上げる6項目の具体的な内容が示されたところでございますが、学校や教職員の当該事案への対応の状況につきましては、現在引き続き調査が行われている段階にござ

います。このため、現時点において教職員に対する処分の要否を判断することには至らないというふうに考えておりますが、今後速やかに対応できるよう当時の学校の対応状況等について、可能な限り正確な把握に努めるなど必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

**○高橋ひでとし委員** 第三者委員会というのは、制度上あくまで事実認定をする機関であって、過失の存否などの法的評価をする機関ではありません。懲戒処分の処分権者は、第三者委員会ではなくて教育委員会です。そして、第三者委員会は、基本的には教育委員会から提出された資料に基づき事実認定をする以上、当該教職員等を処分するための参考資料は全て教育委員会が現在も保有しています。先日の記者会見で、第三者委員会は、本年8月末までに最終報告をする見込みであると明言しています。残り4か月という、その点から逆算すれば、新たな調査とか聞き取りを実施する可能性は極めて低いものと思慮します。そうすると、教育委員会提出済みの資料に基づく学校、教育委員会の対応についての事実認定がなされることになる。そうであれば、自らそれら資料を現在も保有している教育委員会が、自らその資料を検討し、これに基づいて独自に処分を実施することは可能ではないかと考えられます。つまり、教育委員会が現在保有する参考資料を基に、当時の学校、教職員がなすべき行為というものが想定でき、それにもかかわらずこれを怠ったという過失の認定も可能です。であれば、処分権者として責任ある教育委員会として、いじめがあったと認定された以上、なかったとの当時の結論とのそごが生じた理由とかその原因を、自らが保有する資料に基づいて独自に判断し、教職員らの故意、過失の有無を可能な範囲で認定し、現時点において具体的処分をすることも当然に可能なはずであり、そうすべきではないでしょうか。

適正手続の保障というのは、当該該当教職員の弁明の機会を付与して、これを自ら聴取すればよく、懲戒処分の二重処罰禁止の原則との関係においても、教育委員会の過失認定などがなされて、これに基づく懲戒処分がなされた後に、第三者委員会が隠蔽などの新たな懲戒事情を認定した場合には、それに対する懲戒処分を改めて実施すれば、同原則に違反することはなく、先ほど御指摘があったガイドラインが示している内容というのはまさにそのことではないでしょうか。

なぜ、現時点において、このような事情を考慮して、懲戒手続に入らないのか。単に身内をかばっているだけではないのか。その点について御説明ください。

**○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長** 関係教職員の処分の要否につきましては、対策委員会の最終報告における調査結果を踏まえて検討することになるというふうに考えてございます。

なお、道費負担教職員の懲戒処分につきましては、服務監督権者である市町村教育委員会の内申を受け、任命権者である北海道教育委員会が行うこととなっております。地方公務員法では職員の懲戒は公正でなければならないというふうに規定をされております。これは個々の事案について、それぞれ具体的に判断されるということになってございまして、職員の行為が処分事由に当たるのかどうかの判断に当たりましては客観性ということも求められますことから、今回の場合におきましては、対策委員会の最終報告を踏まえて判断することが望ましいというふうに考えてございまして、関係する教職員本人の納得性を得る上でもそのほうがより説得力があるのではないかとこのように考えているところでございます。

**○高橋ひでとし委員** 一般論としてなんですけど、例えば、教職員とか、あと、市の職員とかが逮捕されて、懲戒手続に入った場合、刑事処分の手続が進行して、公訴提起された。通常であれば、判決出て、最終的な結論が出るまで、懲戒手続ってというのは、やっぱり待ってですね、その結論を

踏まえて、それで処分を実施するべきだと思うんですが、私の記憶と私の経験上はそうではないと。つまり、もう逮捕されて、社会に報道された時点で懲戒手続等が進んでしまうと。そういうようなことがあると思うんですが、そのことと、今回の第三者委員会の結論を待つということの矛盾というのはどのように理解すればよろしいのでしょうか。

**○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長** 今委員御指摘のような教職員が何らかの犯罪を犯し、逮捕されたというような場合の取扱いでございますけれども、犯罪行為の内容ですとか刑事処分の状況等にもよりますけれども、一般的には刑事処分の結果を待って懲戒処分を行うということになるものと考えております。しかし、当該教職員が禁錮以上の刑に処せられるような場合につきましては、その刑が確定した時点で職員としての身分が失職するということになりまして、その後に懲戒処分を行うことができなくなるというような場合もございます。そのため、このような場合には、刑事処分の結果が出る前であっても、本人が公判廷の場あるいは任命権者に対して犯罪事実を認めているというような場合で、重大な刑の確定が確実に見込まれるといったような場合には、任命権者の裁量で、刑事処分の結果を待たずに懲戒処分の手続が進められるというようなこともあるというふうに承知いたしておりますけれども、基本的にはやはり、様々な状況の確認ということが必要かなと思われまますので、刑事処分の結果ですとか、あるいは様々な事実関係、可能な限りそういった材料が出そろった段階で判断するということがより公正な判断を下す上では必要なのではないかなというふうに考えているところでございます。

**○高橋ひでとし委員** 最終報告の時期っていつなるか分かんないですよ、今の状態だと。先ほどお話ししたとおり、いじめの認定まで約9か月かかっていると。その後4か月で残り3つの諮問事項について最終的な報告がなされるとは到底私は思えません。そうすると、最終的な結論が出るまで懲戒手続に入らないということになるならば、それって逃げ得を認めることになってしまうとか、あと、隠蔽だとか、責任逃れだとか、身内をかばってるんじゃないとか、そういう批判は免れないと思うんですが、その点についての見解をお示してください。

**○品田学校教育部長** 今回の事案につきましては、いじめと認知しなかったということだけではなくて、関係する学校ですとか教職員の一連の対応について、教育委員会として把握している事実以外のものが対策委員会の最終報告において明らかになる可能性も否定はできない。それは学校、いわゆる学校のいろんな対応の状況ということに当たるとは思うんですけれども、そういった教職員の懲戒処分の要否の部分につきましては、そういったことから現時点では判断することはできないということは考えておりますけれども、今後の対応等につきましては、委員の御指摘も踏まえまして、最終的な任命権者であります北海道教育委員会とも必要な協議を行いながら、対応を考えていきたいと思っております。

**○高橋ひでとし委員** 最終的な懲戒等の処分については、いつ頃、どのような形で実施される見込みであるのか、それまでの間に、仮に該当職員が自主退職した場合の対処、既に退職済み教員に対する対処、これらの対処についてどうするのか、御説明ください。

**○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長** 関係教職員の処分の要否につきましては、先ほど申し上げましたとおり対策委員会の最終報告における調査結果を踏まえて検討することになりまして、服務監督権者であります市町村教育委員会の内申、それを踏まえて任命権者である北海道教育委員会が行うということになってございます。懲戒処分は勤務関係の存在を前提として行われるものでござ

ざいまして、その関係が消滅したときは懲戒処分を行うことはできないというふうにされておりますため、既に退職した者については懲戒処分を行うということができないというのが原則となっております。また、自主退職した場合でありましてもその職員が在職期間中の行為に係る刑事事件で起訴された場合ですとか、懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められるような場合につきましても、任命権者が退職手当の支給を差し止めたりですとか、返納を命じたりといったような場合があるところでございます。

**○高橋ひでとし委員** 国家賠償法第1条第2項の故意、重過失ある者に対する求償請求について、検討する可能性があるかどうかについてお示してください。

**○石原学校教育部長** 仮に、市が損害賠償を負担するようなことになった場合において、関係職員に故意、重過失が認められる場合については、求償請求について検討していくことになるものと考えております。

**○高橋ひでとし委員** 4つ目、今後の見込みについて質問します。記者会見での第三者委員会の委員長の発言、8月末までの最終報告について、教育委員会として、これが遵守されるよう実施する具体的な内容について御説明ください。

**○石原学校教育部長** いじめ防止等対策委員会の全体会議の後におきましては、調査、審議の予定でありますとか進捗状況について御報告をいただくとともに、北海道教育委員会からの助言などを踏まえながら、調査等を円滑に進めることができるよう、スケジュール管理等も行いながら、アドバイスや支援を行っていきたいというふうに考えてございます。また、必要に応じて、直接、対策委員長と協議し、調査の進捗状況を確認しながら、適宜、教育委員会の考えについても御理解いただくように努めてまいります。

**○高橋ひでとし委員** 仮に、その最終報告期限、8月末が遵守されない場合の教育委員会としての具体的な対応について御説明ください。

**○石原学校教育部長** 最終報告が8月までということで、それまでに行われない場合の対応につきましては、遅延が必要な期間、どのくらい間に合わないのか、そういった期間でありますとか、そういった理由で遅れるのか、そういった理由にもよるところでありまして、現時点で具体的な対応について申し上げることは難しいものと考えてございますが、教育委員会といたしましては、期限内に報告がなされるよう、必要な支援に努めてまいりたいと考えてございます。

**○高橋ひでとし委員** 第三者委員会は、いじめの存否という諮問事項①について、委員長答弁のとおり、仮に昨年7月から調査を開始したということを前提としても、その報告まで約9か月も要していると。そのような組織運営の実情や、諮問事項②、因果関係の存否、同③、学校、教育委員会の対応というそれぞれの事実認定の困難性と複雑さを考慮すれば、残り約4か月後の本年8月末までの最終報告は、合理的に推察すれば到底不可能だというふうに思われます。教育委員会として、具体的に、いかなるスケジュール管理とか、支援を行うことで、その不可能を可能にしようとするのか、御説明ください。

**○石原学校教育部長** 対策委員会の委員長からは、今回、1番目の諮問事項について答申がなされたところでありますけれども、並行して第2、第3、第4の諮問事項についても既に調査がなされているというふうに、並行して一部なされているということも伺っておりますし、概要のスケジュールとしては、4月、5月で関係者等に対する聞き取り作業を行い、その後、5月、6月、7月



でその調査結果をまとめ、最終8月で調整いただくというような、そういったスケジュールを伺っておりますので、そういったスケジュール管理について我々も確認しながら、それが守られるように支援してまいりたい、このように考えてございます。

**○高橋ひでとし委員** 刑事告訴の可能性について質問します。まず一つ目、報告事項の中にありました内容について、強制わいせつ罪、それから強要罪、おごり行為については恐喝罪、繰り返しのからかうような言動やその直後の不適切な発言については侮辱罪とか、それぞれ、刑法犯の構成要件に該当する可能性があるものと私は理解しました。教育委員会として、御遺族やその代理人に対し、本件について、刑事告訴を促すべきではないでしょうか。促さないならば、その理由について御説明ください。

**○辻並学校教育部次長** 刑事告訴につきましては、御遺族の判断において行われるものであると承知しておりまして、教育委員会から御遺族や代理人に対して、積極的に刑事告訴を促すということは考えておりませんが、御遺族の意向に沿って教育委員会としての対応を検討するとともに、御遺族や代理人の御判断で刑事告訴をされた場合につきましては、警察の捜査等に対して全面的に協力してまいりたいと考えております。

**○高橋ひでとし委員** 告訴権者はその親族なんで、当然、教育委員会は刑事告訴できないんですけど、教育委員会として、このように犯罪事実には該当する可能性がある事実、それを認知した以上、それを、捜査機関、警察とか検察に対し、具体的に、これは国民の責務として、社会の秩序維持とか、個人の権利、自由を守る、そういう見地から情報提供すべきではないでしょうか。

**○辻並学校教育部次長** 先ほども御答弁させていただいたところですが、警察とは本事案の発生を把握した直後から連携して対応してきたところでありまして、中間報告の内容につきましても、御遺族の意向を踏まえつつ、積極的に情報提供を行ってまいりたいと考えております。

**○高橋ひでとし委員** 犯罪事実を認知した以上は、その御遺族の御意向というのは当然重要かもしれないけど、でも、その犯罪事実について、捜査機関に情報提供した上で、捜査権の行使を促すべきではないかと思いますが、その点についてはどうでしょう。

**○辻並学校教育部次長** これまでこの事案につきましては、御遺族との連携、また御遺族の意向を伺いながら、様々に対応してきたところでもありますので、警察への情報提供につきましても教育委員会が主体的に行うべきではありますが、御遺族の意向もその際には伺ってまいりたいと、そのような中で対応してまいりたいと考えております。

**○高橋ひでとし委員** 結局、情報提供するのかもしれないのかどっちなんですかね。

**○辻並学校教育部次長** 情報提供してまいりたいと考えております。

**○高橋ひでとし委員** それは御遺族の御意見等も伺いながら、そういう前提は、そういう条件はつくけれども、でも、ちゃんと情報提供した上で捜査権の行使を促すと、そういう理解でよろしいでしょうか。

**○辻並学校教育部次長** 結構です。

**○高橋ひでとし委員** 今お話ししたような明らかに犯罪事実には該当するんじゃないかというような内容に加えて、いじめと同様に考える事実として、今回第三者委員会が摘示した事情についても、加害少年らの虞犯少年としての要保護性というのは十分に看取されると思うんです。教育委員会として、その虞犯少年の要保護性という点に着目をして、それら事実について、捜査機関に対し、具

体的に、私は情報提供すべきだと思います。その点についての教育委員会の見解をお示してください。

**○辻並学校教育部次長** 旭川市いじめ防止等対策委員会の中間報告において、いじめと同様に考える事実として示された事案につきましては、いじめとして取り上げる事実として示された6項目と同じ重みを持って受け止めるべき内容であると認識しておりまして、警察等への情報提供につきましては、積極的に行ってまいります。

**○高橋ひでとし委員** 最後に、もう一つだけ確認をして、私の質疑を終わりたいと思いますが、結局、犯罪事実該当可能性がある事実と、それから、今、話があった虞犯少年として要保護性が認められる事実、この点については、教育委員会として、捜査機関に対して情報提供するということがよろしいんですね。

**○辻並学校教育部次長** このたび対策委員会から示された中間報告の内容全てについて、警察等に情報提供を行ってまいります。

**○品田委員長** この件につきまして、ほかに御発言はありますか。

**○江川委員** それでは、私のほうからも報告に関して伺ってまいりたいと思います。

冒頭、会派を代表いたしまして、改めて、亡くなられた被害者の生徒さんの御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族に対してお見舞いを申し上げたいと思います。

また、大変センシティブな内容でもありましたので、秘密会の取扱いなど議会での取扱いに関しても、今後、様々な点で考える必要もあるんだろうなと、この件だけではなくですね、そういったことに関しては考えていく必要があるのだろうなというふう感じてきたところでもあります。

それでは質疑に入りますが、まず、本事案に係るこれまでの調査の経緯を確認させてください。

**○工藤学校教育部教育政策課主幹** 令和3年6月4日の第2回旭川市いじめ防止等対策委員会における教育長からの諮問の後、臨時委員の補充等を経まして、7月9日から実質的な調査が開始されております。その後、11月に入りましてからは、856名に対する児童生徒アンケートや、50名以上の関係者への聞き取り等が進められ、これまでに27回に及ぶ対策委員会の会議におきまして、調査、審議が行われております。

**○江川委員** この27回に及ぶ対策委員会の会議ということで、この回数が多いのか少ないのかというのはちょっと私は判断できかねるんですけども、今回報告いただいたこの報告に係るこれまでの経緯を時系列で確認させてください。

**○工藤学校教育部教育政策課主幹** 昨年12月、御遺族側から、市長及び教育長に対しまして、教育委員会が旭川市いじめ防止等対策委員会に諮問しております事項の一つである、いじめの事実関係の調査と検証の調査結果を、遅くとも年度内に示してほしい旨の申入れがあり、このことについて、教育委員会から対策委員会に伝えていたところでございます。こうした御遺族側の意向に沿い、3月27日に、対策委員会が御遺族側に対して、アンケート調査や教職員、児童生徒、その他関係者からの聞き取りなどにより事実関係の調査を行った結果といたしまして、いじめとして取り上げる事実6項目についての説明がなされたところでございます。その後、御遺族側と対策委員会における公表内容についての協議を経て、4月14日に、対策委員会委員長から教育長に対しまして中間報告が提出され、同日、教育長から市長に報告を行い、翌日の4月15日に、その概要について報道発表を行ったものでございます。

**○江川委員** 教育委員会には4月14日に中間報告が提出されたとのことですが、6項目の

内容については、4月13日のお昼頃から、もう報道がなされていて、何か、この内容に関して出てきていたということでした。この前の常任委員会での報告では、御遺族が所見書を提出される御希望があるということで、その所見書を待っての発表というふうに御説明いただいたかと思います。しかし実際は、さきの報告でも部長がおっしゃっておられましたように、所見書が提出される前に公表ということになっております。その理由を御説明願います。

○石原学校教育部次長 御遺族側から、所見書の提出にはまだ時間がかかる見込みであると、そういった話がありましたことから、その所見書の提出を待つことなく公表してほしいと御要望がありまして、そのような対応としたところでございます。

○江川委員 報告書を受け取ってそのまま報道していいですかというような協議を全て行った上で、やはりその所見書を提出したいというところで、その時点では、やはり御遺族に寄り添ったということですね。結果的には所見書の提出にどうしてもやはり時間がかかるということで、今回は公表を行ったということなんだと思います。13日にもう報道されていまして、そういったことかと思えます。そういう受け止めをしています。結果的なことだけを申し上げますと、これ前回の委員会で公表したとしても同じことだったのかなと、今日わざわざやらなくてもよかったのかなということを感じるころでもあり、そして、それが本当に御遺族に寄り添っているのかという点にも、その疑問にもつながってくるんですけども、この報告書に係る御遺族の受け止めに関して、教育委員会はどのように考えているか、見解をお示してください。

○石原学校教育部次長 当時、事実に至る経緯でありますとか、生徒同士の関係性に関する情報から、いじめの認知に至らなかったところがございますが、今回、6項目がいじめとして取り上げる事実として明らかになったことに関しましては、大変厳粛に受け止めておりまして、深く反省しているところでございます。

○江川委員 厳粛に受け止めて、さらに深く反省されているということで、これは当然のことのかなというふうに思うところです。

さて、公開等の内容に関しては、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインで、調査結果を報告する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認することとありますけれども、御遺族とはその点はどのように確認したのでしょうか。事実経過に関しても配慮が必要な内容と考えますけれども、報道の在り方、それから教育委員会の公表の仕方等に関する見解を求めます。

○石原学校教育部次長 今回の中間報告の内容につきましては、先ほど委員からもありましたように非常にセンシティブな記述も含まれておりましたことから、公表内容については対策委員会と御遺族側で協議を重ねたものと伺っております。最終的な公表内容につきましては、教育委員会が御遺族側と電子メールでやりとりを行い、確認したところでございます。先ほど13日に報道があったということをお話を聞いていますけれども、我々としてはあくまで対策委員会から中間報告を受けたのは4月14日ということでありまして、前日の報道の内容が、どのような経緯でされたかということに関しては、我々としては現在においては承知していないところでございます。

○江川委員 まず、配慮が必要な内容だったということで、やはり御遺族側とは慎重に電子メール等で、きちっと意思確認をしているんだよということで、その点に関しては安心したかなとは思いますが、実は、このセンシティブな内容ですよねという相談を常任委員長等にもしたと

きには、関係児童ではない、報道を見た、いわゆる低年齢であったり、当該の年齢に近いようなお子さんたちからも、すごくショッキングな出来事であったということで、その報道を見て、全国的にもとても心に傷を負うってようなことがあるんじゃないかなというところで相談を受けたケースがあったということから、その点ちょっと、どうだったのかなと。何より御遺族のほうの心の負担になるんじゃないかなというところがとても心配されているところです。

では次に、公表事項の内容に関して順次伺ってまいります。いじめとして認定されたのは6項目ということなんですけれども、御遺族からの意見と、教育委員会からの諮問事項は何項目で、6項目とはそのうちの何項目なのか、まず、項目の考え方について説明願います。

**○工藤学校教育部教育政策課主幹** いじめの事実関係の調査と検証につきまして、御遺族側から対策委員会に対して求めた調査の項目等につきましては、教育委員会には示されてはおりません。項目の考え方につきましては、対策委員会からは、一連の出来事で起こっている事象については1項目として記載していると伺っているところでございます。

**○江川委員** では続いて、認定の仕方について、御説明願います。

**○工藤学校教育部教育政策課主幹** 認定の仕方につきましては、できるだけ多くの生徒や教員から事情等を聞き取りまして、いじめを直接見聞きした複数の人の話ですとか、信頼できる文書から裏づけが取れる具体的な事実関係について、いじめと認定したと伺ってございます。

**○江川委員** 複数人の話というところで重なる部分のところを事実認定していったということなんだろうということと、それから信頼できる文書、本当に信頼できるのかなっていうところもあるんですけど、そこは言ってもしょうがないので、裏づけていうところでその点が本当にそうなのかなと思いつつ、聞いていたところです。

把握していない事項があったということを経由として今回第三者委員会が立ち上がっておりますが、それはどちらの項目となりますでしょうか。また、事実経過を4月から6月と区切った理由について改めて教育委員会の見解を伺います。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 今回いじめとして取り上げられた事実6項目のうち5項目につきましては、学校や教育委員会においても、おおむね把握しておりましたが、当該生徒が繰り返しお菓子等をおごらされていたことにつきましては、当時、承知していなかったところです。

事実経過の期間が2019年4月から6月までとなった理由につきましては、教育委員会から対策委員会の諮問においては、対象となる重大事態を、当該生徒が転校前に在籍していた中学校からの一連の事案としていることや、このたびの中間報告において、いじめとして取り上げる事実の発生は、2019年4月から当該生徒が川に入った6月までであり、対策委員会からは、この期間が特に重要と考えられる期間として捉えたためであるとお聞きしております。

**○江川委員** 特に重要な期間に焦点を当てて調査を行ったからということなのかなというところで。その部分を切りあえず出しているということですね。

転校した後の学校と被害者との関わりについて伺いますけれども、事実経過としては6月までというふうにしていただいても、その後の状況等を学校として生徒対応していくことと思います。聞き取り等は行われてるんでしょうか。

**○石原学校教育部次長** 今後につきましても、対策委員会におきまして、当該生徒が死亡に至った過程の検証が進められますことから、その中で、転校後の状況等につきましても、必要に応じて聞

き取り等が行われるものと考えてございます。

**○江川委員** そうですね。転校後の学校に関しても、生徒として接しているところの部分で把握をしているので、そこに関しても今後なされていくということですね。

報告書にある事実経過について、被害者の心情ですとか保護者との関わり、それぞれの保護者ですね、加害児童生徒の保護者との関わりも含めて、それから、学校との関わり、何かそういったそれぞれの関わりっていうのが記載されておられませんけれども、その理由を伺わせてください。

**○石原学校教育部長** 今回のいじめの事実経過に係る公表の内容につきましては、対策委員会からは、当事者の個人情報として特に配慮を要するものであると考えていることから、事案の理解に最低限必要なこと以外の事情については、公表の内容の中では省略したというふうに伺ってございます。

**○江川委員** つまり、公表はされていないけれどもそれ以外の部分のところはきちっと把握をしているのだと、御遺族には提供されるのだという受け止めで大丈夫ですね。

もう一つ、先ほど来、高橋委員からもずっと警察との関わりについての質疑があったところですが、私も気になったのは警察との関わりが記載されていないということです。警察との連携に関してはどのような連携を行っていたのか、また、捜査との関係では学校、教育委員会としてはどのような認識だったのかをお示しください。加えて、第三者委員会では警察にも聞き取りを行っているのか、併せてお示しください。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 警察との連携につきましては、事案が発生した当初から、学校が知り得た情報について、適宜、学校から警察に提供するとともに、教育委員会からも警察に対し、対応状況に関わる問合せや、学校と連携し対応していただくよう依頼等を行っていたところです。また、捜査に関わる内容の詳細や関係生徒の処遇など、当時、警察から得られなかった情報もあったところですが、学校、教育委員会は、警察との緊密な連携が必要な事案であるとの認識の下、対応を行っていたところです。対策委員会による警察への聞き取りの有無については把握しておりませんが、対策委員会がこのたびの中間報告をまとめるに当たり、警察からも情報提供を受けたとお聞きしております。

**○江川委員** 情報提供を受けたということで話はしているんだよということですね。

関係生徒の処遇というところでいくと、この当時もう警察が介入している、そして触法少年というような形になっていけばその時点で、そのまま児童相談所との連携が始まるというのが通常の対応なのかなというふうに思います。非行ですからね。さきの資料の中にも非行と書いてましたね。ということですので、もう児童相談所との連携が始まっていたはず。してないのかなという感じですが、すけれども。

いじめの認定に関しましては、正直、いじめというふうに認定されたこと自体は評価はいたしますけれども、やはり市民感覚で言うと、もう既にこれ犯罪でしたよねっていうことの認識で、いじめっていう認定は当たり前なのかなという意識があります。そして、今後の調査項目の部分を現段階で提示してしかるべきなのかなという認識もあるんです。

なぜ、いじめと認定することにこんなに時間がかかったんでしょうか。

**○石原学校教育部長** 対策委員会からは、調査等にかかっている時間が長い、そういった指摘があることは十分承知しているとのことでありましたけれども、その理由といたしましては、いじめ

の重大事態の調査等を経験した委員が少人数であった、そういったこともあって、最初の段階においては、かなり慎重に動いていた。また、当時の児童生徒や教員等の延べ50人以上に対し、対面による聞き取りなどを実施いたしまして、その後は、作成した反訳書について、委員全体で共通理解を図った上で事実認定の共有を行い、そういった活動を繰り返して行ったことで時間がかかったと。ただし、対策委員会としては最善を尽くしてきた、そういった認識であったというふうに伺ってございます。

**○江川委員** 最善を尽くしてこられたんだろうなというのは、受け止めとしてはおっしゃるとおりなんだろうというふうに私も思います。ただ、普通の業務もある中で、報酬も余り高くない中で精いっぱいやってこられて27回という回数にもなっていますし、それ以上に恐らくその背景に係る調査の時間というのは、もう出せないだろうというだけ恐らくかかっているんだろうなというところは、何となく推察することはできるんですけども、ちょっとこう、時間がかかっているなというのはやはり思うところです。その中で、被害者の親しい友人ですとか被害者の心情に寄り添ったような聞き取りにはどのぐらいの時間が割かれているのでしょうか。

**○石原学校教育部長** 聞き取り調査に関しましては、対策委員会から詳しい状況については示されておりませんが、当該生徒と関わりのあった教職員30名、そして関係する学校の児童生徒のアンケートにおいて、聞き取り調査への協力が可能と回答した児童生徒のうち24名に対して聞き取り調査が実施されたと伺っておりまして、児童生徒の聞き取りに係る平均時間は約1時間30分程度というふうになってございます。

**○江川委員** 平均時間ということで恐らく長短あるんだろうというふうに思うんですけども、協力可能というふうにアンケートで答えた小学校の児童、それから中学、高校なんかの生徒のうち24人が聞き取り対象というふうになったということで、それぞれがどなたなのかっていうのは教育委員会としては把握されていないということなんですけれども、1時間30分という時間は私の中では短いなど。平均して1時間30分という、すごく短いという印象が正直あります。

また、教育委員会は生徒同士の関係性等からいじめの認知に至らなかったというふうにしてきましたけれども、報告書からは、被害者に寄り添うならば生徒同士の関係性等からもいじめの認知に至るのではないかと思います。事実関係の中でのその関係性を見ても、いじめの認知に至らないその理由を示してください。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 当時は、関係生徒等からの聞き取りや、警察の対応状況に関する情報などにおいて、当該生徒及び関係生徒が日頃から親しくしていたと考えられたことなどから、いじめの認知には至らなかったところでありまして。学校は、事案発生後の把握後、関係児童生徒への指導及びそれぞれの保護者への説明や助言、謝罪の場の設定など、いじめ防止基本方針に準じた対応を行っておりましたが、いじめの認知の判断も含め、学校や教育委員会の対応の課題等については、現在、対策委員会で調査が進められているところでありまして、その調査結果も踏まえまして検証してまいりたいと考えております。

**○江川委員** 検証は当然のことかと思うんですけども、御遺族への聞き取りが少なかったという報道がありました。御遺族への聞き取りはどのようにして行っているのでしょうか。そしてきちんと気持ちに寄り添って行われているのか、教育委員会はどのように受け止めていますでしょうか。

**○石原学校教育部長** 御遺族への聞き取りにつきましては、具体的にどのような内容がされたか、

そういったことに関しましては承知しておりませんが、第三者委員会におきましては、対面による、そういった聞き取りと合わせて、陳述書、そういった書類の提出により御遺族の御意向は把握されていたというふう聞いておまして、中間報告を今回するに当たっての必要な調査というのはされていたものと認識しております。

**○江川委員** 必要な調査がされているという教育委員会の認識なんですけれども、そういった調査がきちっとされているのであれば、報道等、記者会見等でも聞かれていないと、きちっと聞いてくれないんだっていうような発言、見解が出ることはないのかなと思っているところです。つまり、対面だけではなくて陳述書でも実施したのだからということ、きちっと先に説明をなされたんですかっていうところが疑問なんですよね。そういったところも踏まえて、御意見としてどういったことを調査してほしいのかということも踏まえて、そしてどんなことがあったのかっていうことを伺わせていただきますということ、きちっと寄り添って説明をしたかどうか、そしてそれでも対面で聞いてほしいのだということであれば、それはきちんと調査をすべきなのではというふうに思っています。今後にきちっとしていただけたらと思っているところです。

さて、いじめと同様に考える事実というふうにありますけれども、なぜ同様になののでしょうか。

**○辻並学校教育部次長** 中間報告において、対策委員会がいじめと同様に考える事実としている事案につきましては、当該の生徒がその認識を持っていなかった場合、法の定義に規定されている、当該の児童等が心身の苦痛を感じているものとの主観的な要因が満たされないため、形式的にはいじめに該当しないものの、いじめと同じ重みを持って受け止めるべき事案であり、いじめと認定した6項目と同様に、対処方法や再発防止を考えるべきであると対策委員会の委員長から説明があったところでございます。

**○江川委員** 大人の世界であれば、それ自体も類するものですよ、類するものというよりもそれ自体が一つの項目として挙げられることだと思うんです。であるならば子どもの世界であっても、それを同様に扱うべきではないかと思えます。それで、内容から見てですね、やはりその本人が直接的に心身の苦痛を感じたと認識を持っていないから苦痛を感じていなかった、主観的な要因が満たされていないということでしたけれども、本人がそういうふうだったとしても、周りが認識することで、やはりそういった態度となり、そして本人が違和感を感じる場合っていうのはいじめと認定されるべきではないかと思えますが見解を伺います。

**○辻並学校教育部次長** 本人が直接的にその行為に関与しておらず、認識していない事案に対する認知につきましては、主観的な要因が規定されているいじめの定義、これに基づき判断するものでありまして、本人が相手の態度に違和感を感じ、さらに心身の苦痛を感じている場合には、当該児童生徒の立場に立って判断し、いじめと認知する必要があるものと考えております。

**○江川委員** いじめの定義としては主観的なものなんだということですね。客観的事象からいじめっていうふう判断できたとしても、主観的に思っていなければ、それはいじめではない。何かそれは大変おかしいのではないかなと思うところです。

このいじめ同様というふうにされた項目は、御遺族からの提示内容でもあるようですよけれども、そうであるならば、認知していたということにならないでしょうか。同様ではなくていじめなのではないか、そして、加えて、加害者としての範囲もこれは広がるのではないのでしょうか。

**○辻並学校教育部次長** 対策委員会におきましては、学校や教育委員会が提出した文書、これはも

とより、当該生徒の保護者等から、陳述書や当該生徒のツイッターへの書き込みのほか、代理人弁護士による当該生徒への聞き取りの内容等についても情報提供を受けたと、そのように聞いておりまして、そういった様々な資料や対策委員会による関係者への聞き取りの情報等から、中間報告の内容を判断したものと認識してございます。

○江川委員 そういった上でということなんですね。ちょっとその点、実は納得はいかないんですけども、警察等への再捜査の依頼というのは何か行うんでしょうか。

○辻並学校教育部長 対策委員会による中間報告等、本事案の調査結果を受けての再捜査等の対応につきましては、警察等が判断することとなりますが、警察等は本事案の発生を把握した直後から連携して対応してきたところでありまして、中間報告の内容につきましても積極的に情報提供を行ってまいります。

○江川委員 御遺族の御意向というのを優先していただきたいなというところはあるんですけども、その点は分かりました。

それでは最後の項目として、今後の御遺族への支援に関して伺います。教育委員会としては御遺族への支援に関してどのように考えていますでしょうか。また、加えて、加害生徒についての取扱いを今後どのようにするのか、見解をお示してください。

○品田学校教育部長 御遺族への支援につきましては、対策委員会による調査におきまして、引き続き御遺族の意向に沿った対応を継続するとともに、最終報告がまとまった段階で、御遺族の考えも確認しながら、真摯に私どもも対応していきたいと考えております。また、加害生徒につきましては、全員が既に中学校を卒業しておりまして、学校や教育委員会が直接指導を行うことですか、保護者への助言等を行うことは難しいものと考えておりますが、先ほどもお話ししましたように警察等の関係機関に対しまして、これも御遺族の意向も踏まえつつ、調査結果について積極的に情報提供を行うなどしていきたいと考えております。

○江川委員 まず、これは犯罪被害者支援にも当たると思うので、そういったことも踏まえまして、何らかの精神的フォロー、また様々な福祉的なフォローというの必要なのかなと思うので、その点に関してはやはり市長部局との連携をまず行っていただきたいなということをお願いしたいと思います。それから今後の調査に関しても、これ以上精神的な負担にならないように、より一層、さらに寄り添った対応をしていただきたいなということをお願いしまして、また、加害の子たちに関しても、本当であったら児童相談所等の福祉的な支援につながっていなければならなかったと思うので、改めてその辺りも考えていただきたいなというふうに申し上げまして、質疑を終わりたいと思います。

○品田委員長 ほかに御発言はございますか。

○中村委員 それでは私のほうからも、いじめの重大事態に係る中間報告について、何点か質問させていただきますと思います。

このたびの報告では、いじめとして取り上げる事実が6項目あり、また、いじめと同様に考える項目も1項目あるということでした。市教委は長い間、いじめの認知には至らなかったとの答弁に終始してきたわけですが、なぜそのときにいじめとしての認知に至らなかったのかということは、大きな疑問です。もちろん、今後、第三者委員会でも調査を行うと思いますが、教育長も正式に謝罪されていることから、現状で確認できる範囲で伺ってまいりたいと思います。



4月15日の記者会見の黒蕨教育長への質疑応答で、記者から、当時の調査と今回の調査で結果が変わっていますが市教委としてはその結果が変わったことについてどのように認識されていますかとの質問に、今回6項目のいじめとして取り上げられた事実の大部分は我々も承知していた内容でもありますと答えられ、その後、別の記者からの質疑では、お菓子をおごらされた以外の5項目については、おおむね把握していたということでありました。そこで伺いますが、この5項目の事実を市教委が把握していた時期について確認させていただきたいと思います。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** このたび、旭川市いじめ防止等対策委員会がいじめの事実として取り上げた6項目のうち5項目の内容につきましては、令和元年6月の当該生徒が川に入る事案の発生後、同年7月にかけて、学校が関係する生徒等への聞き取りなどを行う中で、おおむね把握していたところであり、担当課においても、同時期に学校からの報告を受け、把握していたところではあります。

**○中村委員** 同年の7月までにはおおむね把握をしていたということでありました。その当時の判断はいじめの認知には至らなかったということですが、これだけの事実把握をしながら、いじめの認知に至らないということは本当にあり得るのかと誰もが考えるところだと思いますが、市教委がこの時点でいじめの認知について議論した経緯があるのか。また、いじめとして扱うべきと主張した職員がいたのかどうかについて伺いたいと思います。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 各学校における対応や学校が把握した内容等につきましては、担当課において報告を受け、内容を把握し、学校間の調整や関係機関との連携、事案の対処などについて、学校への指導助言を行っておりましたが、いじめの認知についての検討までには至らなかったところであり、このことについて職員が考えを述べ合い、議論するということはございませんでした。

**○中村委員** 誰一人いじめの事案として取り扱うべきだというふうな考えを述べた人がいなかったということでもありますので、これは本当に、大変遺憾だになっていうふうには私は感じているんですね。

それで、1月18日の報道に係る事実関係についても、ちょっと改めて確認をさせていただきたいと思うんですが、1月18日、北海道新聞で報道された件について伺いますけども、複数の生徒からわいせつの被害を受けたと中学校側から非行・被害事故報告書が市教委に提出されているとのこと。まさに犯罪行為ですが、14歳以下ということで刑事責任は問われなかったということも書いてございます。この報告者は、犯罪といじめの双方に該当するとの記入もできるが、犯罪行為のわいせつの被害のみということでもあります。これらの記載は事実でしょうか、伺いたいと思います。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 非行事故報告書は、犯罪行為や触法行為、虞犯、不良行為があったときなどに、学校は、教育委員会が定めた様式により報告書を作成いたしまして、教育委員会に提出することとなっております。本事案に関わり、当該中学校から教育委員会に提出のあった非行事故報告書につきましては、表題において被害が選択されるとともに、事故の種類欄には、主たる事故としてわいせつと記載されておりましたが、いじめについての記載はなかったところではあります。

**○中村委員** いわゆる報道された内容については、今事実であるということを確認して答えていただいたんだなというふうに思います。当該中学校からは、犯罪行為であり、いじめではないという

報告書とも言えるわけですが、客観的に見て、いじめ以外の何物でないとも思えるわけですが、市教委はどのように受け止めていたのか、伺いたいと思います。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 当該中学校から提出のありました非行事故報告書につきましては、当時学校が、関係生徒からの聞き取りや警察からの情報などをもとに把握した事実に基づきまして、わいせつ事案として作成、提出したものと受け止めていたところですが、いじめとしなかったことなども含め、学校や教育委員会の当時の判断や対応につきましては、現在、対策委員会において、学校と教育委員会の対応調査と課題検証等の調査が進められているところでありまして、その結果を真摯に受け止めてまいります。

**○中村委員** あくまでもわいせつ事案として作成されたものということなんですけれども、私はこの時点でいじめの重大事態の調査が行われてもおかしくないと思っております。2019年のいじめの事案が発生するさらに2年前の2017年3月、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定されております。このガイドラインをしっかりと認識していたならば、私は全く違った判断ができたものと思っておりますが、ガイドラインが策定された背景、目的について、市教委の認識を伺うとともに、各学校への周知をどのように行ったのか伺っておきたいと思っております。

**○辻並学校教育部次長** いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにつきましては、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に規定される重大事態に係る調査について、学校の設置者または学校において、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず法などに基づく対応が行われていないケースや、重大事態の被害者及び保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められるケースがあることなどの当時の状況や課題が指摘されたことを受けまして、適切な調査の実施に資するため、平成29年3月に策定されたものと認識しております。また、本ガイドラインにつきましては、平成29年3月30日付で各学校に通知するとともに、本市のいじめ防止基本方針においても、本ガイドラインに基づき対応することを記載し、周知を図ってきたところでございます。

**○中村委員** 速やかに学校にも周知をされたということなんですけれども、市教委が本当にこの時点でこのガイドラインを理解していたのか、いささか疑問に思っております。今、このガイドラインができた背景についても認識しているということでお答えをいただいたんですが、基本方針やこれらの調査の指針が策定された後も、学校の設置者または学校においていじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法、基本方針及び調査の指針に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生していると。今おっしゃっていただいた部分というのは、このガイドラインの前文のところにはじめにという形で出てるんですが、そこを言っていたんですけれども、まさに今回の事案がここに当てはまるんですね。ですから、本当にこの重大事態が発生しているのではないかという視点で見たならば、全く違った対応が取られているというふうには思います。当該女子生徒が同じ学校の生徒から犯罪被害に遭われたっていうことは事実承知しているということも今までの答弁でも言われてましたよね。しかも性被害に遭ったということですから、ガイドラインに当てはめると、今、客観的に見て、どんな判断が必要だったと考えられるでしょうか。

**○辻並学校教育部次長** 本事案につきましては、対策委員会の中間報告の中で、いじめとして取り上げる事項とされたことを重く受け止めておりまして、ガイドラインにおいても同様の判断になる

というふうに考えておりますが、今後、当時の重大事態として取り扱う必要性の可否も含めまして、学校や教育委員会の判断や対応等について、現在、対策委員会において調査検証が進められておりますことから、その結果を私どもとしては真摯に受け止めてまいります。

**○中村委員** 今の答弁の中では、ガイドラインにおいても同様の判断になるものと考えているということをおっしゃられましたので、今となつては客観的に見ればこれは重大事態というところで、やっぱりその時点で設置をしなければならないというお答えだったのかなというふうに思うんです。

ちょっとここでお伺いしておきたいのは、これまで市教委として、いじめの重大事態の調査を行う検討がなされたことが過去にあるのかどうか、伺っておきたいと思ひます。

**○辻並学校教育部次長** 本事案につきましては、令和3年4月に教育委員会会議において重大事態として対処することといたしました。それ以前につきましては、学校や教育委員会において、いじめの認知には至っていなかったことから、重大事態の調査を行う検討は行っていなかったところであります。

**○中村委員** 過去には、今回のケース以外はないということなんですけども、平成25年にいじめ防止対策推進法が成立して以降、また、特にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定された平成29年3月以降、いじめによって不登校、本人が入院だとか自殺未遂のような、そのような事案が発生したことはなかったのかどうかについてもお伺いしたいと思います。

**○辻並学校教育部次長** 平成25年にいじめ防止対策推進法が公布された以降、学校からの報告におきまして、いじめによる不登校や入院、自殺未遂の事案はないものと考えております。

**○中村委員** いじめを苦しめてというか、今の学校には通えない、それで転校したい、そのようなことってというのは、今まで私たちもいじめの問題で質疑もしてきましたけども、不登校だとか、それによる転校だとかということが一度もないって今の答弁というのは、にわかに信じられないんですが、念のためですね、本当に一度もないということによろしいですか。

**○辻並学校教育部次長** 不登校は様々な要因がございまして、生徒同士の人間関係等、複雑な要因が絡み合っていることとございまして。私どもとしては、そういった事案はないものと現時点では認識しておりますけれども、改めて確認をすることですとか、今後、不登校等の背景にいじめがないかどうかしっかりと確認するなど、対応してまいりたいと考えております。

**○中村委員** そういったところにアンテナを掲げられていないっていうのが、今の問題を引き起こしている要因だと思いますよ。不登校になるには様々今言われたような人間関係等々があったということもありますけど、その中にはやっぱりいじめということも、もちろんいじめた側が問題意識を持っていなくてもいじめられた側がいじめを感じていけば当然いじめなわけですから、今の法の考え方からすれば、いじめの認知っていうのは、旭川でも必ず8件とか10件とかっていうのは私たちがデータで年間どのくらい起きているのかっていうことは過去に議会質疑の中でも資料を見てもありますが、そういった中で、不登校になってしまっているというケース、これは全国の中でも、いじめが起きているのは間違いないわけですね。それによって、例えば不登校だとか転校を余儀なくされているとか、そういうことが本当になんかいないっていうことが、ちょっとそれは、今、再度確認をするという話だったので、ぜひしていただきたいと思うんです。

そういったケースが起きたときに、これは平成29年3月にできたガイドラインによると重大事態ということで調査に入るべきだっていう考え方を示されてるんですよ。ガイドラインの最終ペ

ージのところに、いじめにより以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例ということが書かれています。ここには事例があるんですけども、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意することって、そこまで丁寧に書いていてですね、例えば、いじめられた本人が本当に亡くなるようなそういったようなところまで追い込まれないうちに、早めにそういった調査をするべきという考え方が示されているんですよ。この中には、もちろん児童生徒が自殺を試みたことっていうようなことも書いてありますけど、これは今回の重大事態の調査ということで設置になったことですけども、それ以外にも心身に重大な被害を負った場合ということが書かれていて、この中にはわけつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散されたっていうのが事例であるんですよ。まさに今回のケースじゃないですか。さらには、心的外傷後ストレス障害と診断された。これも本当に長期入院を余儀なくされて、やっぱり学校にもなかなか行けなくなった、いじめがつかって本当にその御本人が言われていたような、まさにこれは心的外傷後ストレス障害の状態ですよ。そして、いじめにより転学等を余儀なくされた場合ということも、これ例にあるんですよ。まさに転校を余儀なくされているわけですよ。ですから、一つだけでもこの例にあることが起きたならば重大事態の調査ということに入らなければならないというふうな考え方なんですけど、今回の事案について言えば、もう複数にまたがってこれは該当するというふうにも見れると思います。

市教委として本当に反省するのであれば、当時認識していた事実に対しては、本来であれば、少なくとも教育委員会が認識した2019年7月の時点で、いじめ重大事態の調査を行うべきだったのではないのか、改めて見解を伺いたいと思います。

**○品田学校教育部長** 本事案が発生した令和元年6月の時点での教育委員会の判断、それから対応につきましては、委員御指摘のとおり、当該生徒が川に入る事案が発生し、その後、学校、教育委員会が一連の事案を把握した段階ですとか、当該生徒の転校など教育委員会の対応等の節目において、本事案へのそれまでの対処について検証するとともに、重大事態の調査も含めたその後の対応の在り方につきましても、検討の必要があったのではないかと考えているところでございます。ただ、繰り返しになりますけれども、現在、対策委員会において調査が進められているところでありますので、その結果について真摯に受け止めてまいりたいと考えているところでございます。

また、教育委員会といたしましては、当然最終報告を待つことなく、このたびの中間報告の内容については、当該校のみならず、市内の全ての小中学校に周知することはもとより、通知や校長会議、教頭会議、担当教員を対象とした研修等を通じまして、法に基づくいじめの積極的な認知や、いじめの早期発見、対処等が適切に行われるように、各学校への指導助言を行いまして、いじめの未然防止、再発防止の徹底に努めてまいりたいと考えております。

**○中村委員** ガイドラインに当てはめれば、やっぱりその当時にきちっと対応していればよかったなというふうに思いますし、対応すべきだったということは今言っていたのかなというふうには思うんですけども、もちろんこれから第三者委員会の調査が進んでいく中で、そこははっきりと検証されるべきものだとは思っております。

ちょっと別な視点で伺っておきたいんですが、いじめの認定の範囲について、これまでも前段の委員のほうからも質疑がありましたけども、調査の期間が平成31年4月からその年の6月までの3か月ということで、今回の第三者委員会として調査したのがこの期間だったということなんです

けども、これまでも議論があったところですけども、もちろん第三者委員会が設定したということだと理解しておりますけども、7月以降はいじめに当たるものはないと断定してよいというふうに考えてもいいのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

**○辻並学校教育部次長** 対策委員会からは、当該生徒に対するいじめとして取り上げる事実が発生しているのが、当該生徒が前籍校に入学した平成31年4月から当該生徒が川に入る事案が発生した6月までであり、この期間が特に重要と考えられる期間であるとお聞きしております。7月以降につきましては、したがいまして、いじめとして取り上げる事実がなかったものと考えております。

**○中村委員** いじめとして取り上げる事実がなかったというふうに断言されているんですけども、遺族に対して聞き取りが1度だけだったということも記者会見の中では明らかになり、しかも限定的な聞き取りだったということが代理人弁護士の会見でも明らかになっておりますが、今後、遺族から調査結果に関わる所見をまとめた文書や本人のスマホで新たな事実が発見された場合、どのような対応を考えるのか。いじめ自体の、直接的ないじめっていうのが6月の時点で終わったとしても、もちろん、そこで謝罪だとかいろんなことがあったということですからそれ以上にいじめを継続するってことは普通考えられないんですけども、ただ、スマートフォンで、またそこをからかいだとか、いろんなことが想像できるわけですよ。そういったことが全くないのかどうかについて、4項目のうちのいじめがあったかなかったかの1項目がそれで確定しちゃうわけですから、本当にそれでいいのかなっていうこともあるんですけども、新たな事実が発見された場合、どのような対応を考えるのかお伺いしたいと思います

**○石原学校教育部次長** 現時点におきまして、御遺族側から所見書の提出がありませんことから明確なことは申し上げられませんが、対策委員会におきまして、所見書の内容、また今後、新たな事実が明らかになった場合において真相解明に向けて調査が必要であると判断される、そういったものがあつた場合につきましては、調査が追加で実施されることと考えてございます。

**○中村委員** 今後も追加される余地があるということをお答えいただきました。当該生徒は6項目のいじめを短期間で受けていたことから、7月以降もこの問題で苦しみ続けたと思います。当該生徒にとっては、亡くなったその日まで、いじめは終わっていなかったと。そうした記述はこの報告書には含まれていないので違和感が拭えないわけですが、市教委としてそうした記載がないことについて、見解を求めたいと思います。

**○石原学校教育部次長** 対策委員会からは、いじめとして取り上げる事実としての公表事項につきましては、いじめの定義に照らして、当該生徒が心身の苦痛を感じたとの判断の下、認定した、そういったものであるものの、6項目それぞれの苦痛の程度につきましては判断いたしかねる、そういったことから、事案が発生した平成31年4月から6月までの具体的な事実経過を公表した、このように伺っているところでございます。

今後につきましても、対策委員会におきまして、当該生徒が死亡に至った過程の検証が進められる、そういった予定となっておりますことから、そんな中で7月以降の状況についても調査がされていくものと考えてございます。

**○中村委員** 中間報告という特異な形での報告のためにそのような表現だったということも理解できないわけではないんですが、やはり被害者に対するというか、当該女子生徒に対する心情に寄り添った形の報告ということも少し考えていると表現が少し違ったんじゃないかなというふうに思っ

ているところです。やっぱり今津市長も記者会見の中で言われておりましたけども、中間報告書の評価について、非常に感情がない無機質な印象を受けていると、そういう表現をしましたよね。このことは、遺族弁護団が記者会見で話されている、加害生徒の側からの事実認識が多いこと、遺族からの聞き取りが一度きりでその思いが反映されていないとの指摘もあり、いじめの認知に至ったことは評価するが内容については不満があるということにも通じることだと思えます。当該中学生が無理やりやらされたなど、本当につらかったんだという心情が抜け落ちているとの思いは、もう皆さんの共通認識だと思えます。まさに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインどおりに遺族に寄り添っていないのではないかという厳しい見方もできる内容だと私も感じているところです。今後、今津市長は、御遺族の意向を最大限尊重して、並行調査を実施するかどうかを判断されるとのことですから、その動向を注視してまいりたいと思えます。

いろいろと質疑してまいりましたが、いじめの認知に至らなかった要因は、私は市教委並びに学校において、いじめ防止対策推進法並びにいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの理解があまりにも足りなかったものだというふうに思っております。今後、市教委の中で理解を深めていくことは当然でありますけども、全ての小中学校に対して理解を深めるような機会を早急につくるべきだと思えます。100%の方が理解しないとこれは駄目なんですよ。1人でも分からなかったら駄目だというふうに思っておりますので、そのことが再発防止への第一歩に通じると思えますし、最終報告を待たずして、すぐにでもできることだと思えますので、黒蔵教育長からしっかりと発信していただきたいと思っております。見解を伺って質疑を終わりたいと思えます。

**○黒蔵教育長** このたび、旭川市いじめ防止等対策委員会の委員長から、中間報告の結果として、いじめとして取り上げる事実6項目が示されたことにつきましては、教育委員会として大変重く、厳粛に受け止めており、いじめの認知に至らなかったことを深く反省をしているところであります。

6項目の中には、当時、学校や教育委員会が把握していた事項も多くあり、今後、いじめ防止対策推進法の定義に基づく正確かつ積極的ないじめの認知が行われるよう、学校はもとより、教育委員会におきましても、法や国のいじめ防止基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに対する理解を一層深める必要があると認識しております。そのため、3月には、旭川市いじめ防止基本方針を改定し、各学校の方針の見直しを要請するとともに、4月には、市教委が主催をいたします校長会議、教頭会議、主幹教諭会議において、適切ないじめの認知の在り方について説明をし、周知を図ったところであります。また、いじめ対策担当として、道教委のほうから学校教育部次長を迎え、市教委の体制強化を図っており、市教委と上川教育局との連携による全小中学校への指導助言を充実するとともに、各学校の生徒指導担当者を対象とした研修会を新たに開催するなど、現段階で明らかになっている課題を踏まえ、しっかりと取組を進めてまいります。

今後もしじめの根絶に向けまして、こうした取組をはじめ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を強化し、本市の児童生徒が安心して学び、生活できる教育環境の整備に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○中村委員** 今、教育長のほうから、しっかり対応していただけたという、そういう御答弁をいただきました。3月に旭川市いじめ防止基本方針を改定されたということなんですけども、それがしっかり全ての教員に浸透するかどうかなんですよね。前のガイドラインのときも速やかに各学校には配付しているわけですよ。だけど結局浸透していなかったっていう事実があるわけですから、

100%の教職員が全てそのことを理解しているっていうことの確認作業も必要だと思うんですよ。研修会ももちろん大事ですよ、だけど、本当に漏れがないかっていうことを、しっかりと、今後もやり続けて、そういった理解を旭川市っていうのは、全国の中でも一番ちゃんと理解しているというぐらいのことまでやらないと、今回の事案が本当にあったことで、やっぱりいろいろあると思いますので、しっかりと対応していただきたいことをお願い申し上げまして、質疑を終わりたいと思います。

**○品田委員長** この件につきまして、ほかに御発言はありますか。

**○能登谷委員** 既にお三方が質疑した中ですけれども、私のほうも簡潔に質疑させていただきたいと思います。一つ、今、3人のお話を聞いていた中で疑問に思ったこともありますので、ちょっとそれも後で聞かせていただきたいというふうに思っています。

まず、旭川市いじめ防止等対策委員会、いわゆる第三者委員会が4月15日に中間報告の内容を公表しました。第三者委員会は、スマートフォンで性的な動画を送らせたり、お菓子等の代金をおごらせる行為を繰り返した事など、6項目でいじめがあったと認定しました。4月8日の委員会でも質問したんですが、その時点ではいじめの内容までは示されませんでしたので、今回初めて内容を聞かせていただくということだと思います。私どもは、いじめ行為が明らかになり、性的な被害も含めて、いじめの大変厳しい実態があったことに心を痛めております。このような事態が起こったことを大変残念に思います。教育委員会は、この件についてどのように受け止めたのか、伺ってまいりたいと思います。

**○黒蔵教育長** 4月15日に実施をいたしました記者会見におきまして、旭川市いじめ防止等対策委員会委員長から、中間の調査結果として、6項目についていじめとして取り上げる事実が示されたことにつきましては、教育委員会として大変重く、厳粛に受け止めており、いじめの認知に至らなかったことを深く反省し、御遺族の皆様などに対し謝罪を申し上げましたが、今後、報告されました内容につきましても精査をし、検証してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、今後も全ての諮問事項について一日も早く結果がまとめられ、真相が究明されるよう、引き続き、調査の支援に最大限努めるとともに、最終報告における提言を踏まえ、いじめ防止対策の強化を図り、いじめの積極的な認知と対処に取り組むなど、いじめが子ども命と心を傷つける深刻な問題であることを強く認識して、二度と同様の痛ましい事案が発生しないよう、力を尽くしてまいりたいと考えております。

**○能登谷委員** 2019年6月に当該生徒が川に飛び込んだ前後で、母親がいじめられていると訴えています。その後、警察も捜査し、道教委もいじめと疑い、本人もいじめと訴えています。いじめの定義から見ても明らかにいじめがあったと判断できるし、いじめと認定すべきでした。それがいじめと判断するまでに3年もかかってしまったことは、学校と教育委員会の責任が問われると思います。特に、2019年9月に発行された地元の月刊誌が川に飛び込んだ事件を報道すると、当該中学校の校長は、PTA会長と連名で保護者宛てに文書を配付し、ありもしないことを書かれた上、いわれのない誹謗中傷をされ、驚きと悔しさを禁じ得ませんと発表して、この問題を全面的に否定してしまいました。公的な文書には珍しく、悔しさを禁じ得ませんと、個人的な感情までにじまっています。なぜ、学校は頑迷にいじめではないと断定できたのでしょうか。2019年当時、6項目のいじめ行為のうち、おごり行為以外の5項目は教育委員会も把握していたということもお

っしゃっていましたが、学校も把握していたのではありませんか。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 当時、学校長とPTA会長の連名により、保護者宛てに配付された文書の趣旨につきましては、月刊誌に学校名も含めて掲載されたことによる生徒の登下校時の安全確保や、不安や悩みの解消のための学校の取組について保護者に説明するために発出された文書であるとお聞きしております。中間報告におきまして、旭川市いじめ防止等対策委員会がいじめとして取り上げた事実6項目のうち5項目の内容については、当時、学校が関係生徒等への聞き取りなどを行う中で、おおむね把握しておりまして、担当課においても同時期に学校からの報告を受け、把握していたところですが、聞き取った内容や警察の対応状況に関する情報などにおいて、いじめの意図を持って行われた行為であると捉えることができなかつたことや、当該生徒及び関係生徒が日頃から親しくしていたと考えられていたことなどから、いじめの認知には至らなかつたところではあります。

**○能登谷委員** 親しくしていたからいいということにはならないと思うんですね。その5項目は、当時の旭川市いじめ防止基本方針や、当該校の学校いじめ防止基本方針のいじめの定義と合致しているのではありませんか。

**○末木学校教育部教育指導課主幹** 本事案については、旭川市いじめ防止基本方針や当該学校の学校いじめ防止基本方針に準じて、当該生徒の心のケア等の支援や、関係児童生徒への指導、謝罪の場の設定、関係機関への相談並びにそれぞれの保護者への説明や助言等も行ってきたところではありますが、このたびの対策委員会の中間報告の中で、いじめとして取り上げる事項とされたことを重く受け止めておりまして、いじめ防止対策推進法や本市のいじめ防止基本方針等におけるいじめの定義に照らしても、同様の判断をする必要があつたと考えております。

**○能登谷委員** 当時のいじめ防止基本方針のいじめの定義に5項目も合致していたということであれば、普通に対応していれば十分にその時点でいじめと判断できたということになりますよね。なぜ、普通でない判断になつたのか。どう見てもいじめと判断できる内容が、180度反対の「いじめがなかつた」になるためには、付度なのか、何か特別な力が働いて正常な判断ができなかつたということでしょうか。

**○辻並学校教育部次長** 本事案につきましては、当時におきましても事案の発生を重く受け止め、いじめ防止基本方針に準じた対応を行ってきたところではあります。当時、いじめの認知に至らなかつたことの背景におきまして、何か付度があつたですとか、外部の影響があつたということではなかつたものと考えております。

**○能登谷委員** 明らかに初動のミスで、正常でない判断が無理に行われたと言わざるを得ないと思うんです。せめて、川に飛び込んだ時点でいじめとして対処していれば、生徒の大切な命まで失うことはなかつたのではないかと考えられます。いじめの認定に対する学校のほうの受け止めはどうなのか、伺います。

**○辻並学校教育部次長** 本事案に関わりましては、学校は事案発生当初から、当該生徒の保護など様々な対応に努めてきたところではあります。このたび、いじめとして取り上げる6項目の具体的な内容が示されたことについて、当該学校はそのことを真摯に受け止めており、学校としても、公表された内容を踏まえ、法に基づく正確かつ積極的ないじめの認知と解消に向けた取組を徹底し、教職員が一丸となつて、生徒が安心して学び生活できる学校づくりを進めていく、そういった考え



であるとお聞きしております。

**○能登谷委員** 先ほど来の質疑を聞いて、ちょっと疑問に思ったことがあります。それは、2019年7月以降はいじめがなかった、6月までだと。だから、7月以降はいじめがなかったんだという判断に立っているということでした。しかし、昨年、私どもが紹介した、2020年11月に民間の相談室に御本人が電話で相談していると。その後、SNS上の相談、ウェブサイトのほうで話をしているということが分かっています。それで、民間相談室には転校後もいじめを受けていると言っている、そのことが紹介されています。だから、7月以降もあったのではないか。それから、いじめ同様に考える事案として今回報告されていますが、要するに、その後のSNS上の拡散のことですね。それも含めて、疑われると思うんです、転校後もいじめを受けているということであれば。民間の相談室やネット上の相談については、その裏づけになっているんじゃないでしょうか。だから、7月以降いじめがないということは判断できないんじゃないでしょうか。

**○辻並学校教育部次長** いじめ等6項目と同様の事案として報告のあった事案につきましては、6月の事案の直後に行われているものと私どもは承知しております。また、転校後にいじめがあったとの情報に関わりましては、そのことも含めまして、対策委員会のほうで調査等が進められておりまして、その結果等につきましても、御遺族の了解をおおむね得ているというふうに認識しております。

**○能登谷委員** いや、そのいじめと同様のというやつは、6月までにいじめ事案の画像送信とか再送信が終わったとは言えないのではないかとということです。いろいろと報道によれば、1回PC上のデータを消したけど、もう一度復元して送ったのではないかとということが言われていますよね。だとすると、7月以降もいじめがあったと言えるのではないかとということと、それから本人が、転校後の学校でもいじめがあったと言っているのは、それを見せている、または見たということも含めてあるんじゃないかということなんです。だから決して7月以降ないということを断じることはできないんじゃないでしょうか。

**○辻並学校教育部次長** いじめと同様に取り上げる事項として紹介された画像のやり取りについての詳細な時期等は承知していないところであります。また、その後の様々な当該生徒に関わる状況についても、対策委員会のほうで様々な資料等を基に調査した結果が、このたび示されたものと受け止めております。

**○能登谷委員** あくまで第三者調査のほうのことなので、7月以降についても十分な調査を期待したいと思いますが、私は、教育委員会として、7月以降なかったと断じれる状況ではないんだというふうに指摘しておきたいと思います。

この件は、当該校の判断が全体に重く影響しているように思います。学校が遺族に対し謝罪することが必要だと前回も言わせていただきました。教育長だけがさっさと謝罪し、学校は知らなかったという報道ですが、本来であれば、学校と教育委員会と一緒に謝罪に行くことが必要だったのではないのでしょうか。

**○黒蕨教育長** 御遺族側に対する謝罪につきましては、先月の3月29日に、御遺族をはじめ、御遺族側弁護団と対策委員会との協議の後に、教育委員会も同席をさせていただき、公表の在り方について確認する場をお借りいたしまして、まずは、いじめとして取り上げる事実が6項目あったことを踏まえ、教育行政を担っている立場として、私が代表し、御遺族に対して行ったものでありま

す。その後の中間報告の公表の際には、6項目の内容も明らかとなり、当該学校の校長からも、中間報告を真摯に受け止めるとともに、御遺族に対し、大変申し訳なく思っていることなどが示されたところであります。

今後は対策委員会による学校や教育委員会の対応検証などの調査の最終報告がまとまった段階で、教育委員会と学校が連携をし、謝罪なども含め、御遺族に対し真摯に対応することについて検討してまいりたいと考えております。

**○能登谷委員** これだけの社会的な関心事にもなって、当該校周辺も騒然とする中で、生徒も保護者も地域も落ちつかない1年を過ごしてきたと思います。前回も指摘しましたが、やはり当該校が保護者説明会などでしっかり説明すべきではないのでしょうか。

**○辻並学校教育部長** 当該学校における保護者会などへの説明につきましては、対策委員会による最終報告がまとまった段階で、市民の皆様や報道機関への公表に合わせ、教育委員会と学校で連携し、調査結果の概要や再発防止策を説明する機会の設定について検討してまいりたいと考えております。また、当該の学校におきましては、既に4月16日の参観日での学年懇談会や、同日、全校生徒の保護者に配布した学校だよりにおきまして、いじめの重大事態の調査の状況や、いじめの防止の取組、生徒の安全確保の取組などについて説明を行ったところですが、こうした取組を今後とも継続するとともに、生徒や保護者一人一人の相談に丁寧に対応してまいります。

**○能登谷委員** PTAの各学年懇談会で説明すると、それもよいと思うんですが、これだけの社会問題になりましたので、地域にもお騒がせした事案ですから、特に当該生徒の学年はもう卒業していますので、また加害生徒と言われる人たちもいないという中で、一人一人連絡するわけにもいかないでしょう。その地域で起きたことですから、その地域にしっかり入って、当該校と教育委員会が保護者説明会などを開いて、しっかり謝罪する、今後の防止策も述べるなど、社会的な発信が必要なのではないのでしょうか。去年の4月30日には、当該学年の生徒の保護者の方が、保護者会を開いて節々に説明してほしいと。ところが1年間ずっとなかったわけですよ。去年の4月30日に要請を出しておきながらね。そのあとずっとなしのつぶて。そして、今回いじめがあったということが分かった中でもないと。とうとう卒業していくということなんですね。だから社会的な発信ということをちゃんとすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○辻並学校教育部長** 保護者説明会の開催ということでもありますけれども、対策委員会による最終報告がまとまった段階で、謝罪の対応も含めまして、御遺族の意向も確認させていただきながら、その内容や方法、また参加していただく対象者などについても学校と調整を図り、対応してまいります。また、先ほども答弁申し上げましたが、保護者が集まる様々な機会ですとか、学校だより等の文書も通じまして、調査の状況等、あるいは学校のいじめ対策等についても、折に触れて学校のほうから保護者等に説明を行ってまいります。

**○能登谷委員** 最終報告、最終報告と言っているんですけども、人は今動いていますからね。僕は最終報告まで待てないこともあるんじゃないかなというふうに思います。それで今回の件は複数校に関わる問題でもあって、学校任せにせず、最初にしっかりと調査を教育委員会として責任を持ってやっていたら、生徒の大事な命まで失うことはなかったのではないかと悔やまれます。

当時の旭川市いじめ防止基本方針に合致し、道教委からもいじめがあったと指摘されながら、なぜ旭川市教育委員会はいじめがなかったと断定できたのでしょうか。そこを最後に聞かせていただ

きたいと思います。

**○辻並学校教育部長** 本事案につきましては、学校におきまして、警察や当該生徒の保護者への対応、当該生徒や関係児童生徒への聞き取りなどを経て、関係児童生徒への指導や、関係者との話し合い、また謝罪の場を設定するなど、いじめ防止基本方針に準じた対応を行ってきたところであり、教育委員会としても初期の段階から、警察との連携や当該生徒の保護者への対応、また各学校への指導助言に努めてきたところであります。また、北海道教育委員会から口頭で指導を受けた際の道教委が作成した資料、これにつきましては、昨年報道により、市教委としても初めてその存在を知ったところでありまして、当時は当該生徒や保護者への対応について学校が組織的に行うよう指導を受けたと、そのように受け止めておりまして、当該生徒の転校後の学校と連携し、当該生徒とその保護者への支援に努めてきたところではあります。しかしながら、当時、いじめの認知には至らなかったことを深く反省するとともに、そうした判断や対応等については、現在、対策委員会において調査、検証が進められておりますことから、その結果を真摯に受け止めてまいりたいと考えております。

**○能登谷委員** 道教委と市教委の風通しは相当悪いんだね、これ。そういう意味では、初めて聞いたとかって言うていましたけど、文部科学大臣もそっちのほうを、風通しよくすることを仕事としてしてもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますね。

今回、第三者委員会がいじめがあったと認定しました。今後は学校と教育委員会がなぜいじめと認定しなかったのか。死に至る経過との因果関係など徹底した真相解明を求めていきたいと思えます。また、いじめ防止対策なども強化する必要もあります。

最終報告は8月末をめどとすると伝わっています。先ほどは8月末も難しいんじゃないかという話もありましたが、いずれにしても真相解明やいじめ防止策についての今後の見通しを伺います。

**○品田学校教育部長** 今後のいじめ防止対策の強化につきましては、対策委員会の最終報告による再発防止に向けた提言を踏まえることはもとより、当然その結果を待つことなく、令和5年4月からの（仮称）いじめ防止条例の施行に向けた取組を進めるとともに、本年3月に改定をいたしました旭川市いじめ防止基本方針に基づく取組の徹底が図られるよう、教職員を対象とした研修会の開催、それからいじめ対策を担当する市教委の職員が全小中学校を訪問しての指導助言、こういった取組を強化していきたいと考えております。また、対策委員会による真相解明と、同種の事態の発生防止に向けた調査の最終報告が8月末をめどとするということでもありますけれども、教育委員会といたしましても1日も早く行われるように、引き続き最大限の努力を払っていきたいと考えております。

**○品田委員長** この件につきまして、ほかに御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

**○品田委員長** なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

**○品田委員長** なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午後0時15分